

改正案	現 行
<p>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準 第1 （略） 第2 陸上関係 1 （略） 2 公共業務用無線局 (1)～(3)（略） (4) 消防用 ア～ウ （略） エ 移動通信系 (ア)～(エ) （略） (オ) 割当周波数等 A デジタル移動通信系 (A) （略） (B) S C P C方式による周波数割当て a 基地局又は携帯基地局 (a) （略） (b) デジタル共通用 市町村等及び都道府県に対しては、一の都道府県内に属する消防機関相互の応援活動を行う場合に使用され、かつ、各都道府県ごとに指定されるデジタル共通用の周波数(以下この(4)において「主運用波」という。)であって、当該市町村、消防組合及び都道府県の管轄区域が属する都道府県に指定される主運用波 1 波及び都道府県の区域を越えて、消防機関相互の応援活動を行う場合において各消防機関相互の通信統制を行うために使用される全国共通のデジタル共通用の周波数(以下この(4)において「統制波」という。) <u>3波を認めることとする。</u> (c)・(d) （略） b～d （略） (C) （略） B～H（略） (カ) （略） (キ) 無線設備の条件 A デジタル移動通信系（S C P C方式に限る。）の無線局(基地局を除く。)は、デジタル共通用の周波数を併せて実装するものであること。</p>	<p>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準 第1 （略） 第2 陸上関係 1 （略） 2 公共業務用無線局 (1)～(3)（略） (4) 消防用 ア～ウ （略） エ 移動通信系 (ア)～(エ) （略） (オ) 割当周波数等 A デジタル移動通信系 (A) （略） (B) S C P C方式による周波数割当て a 基地局又は携帯基地局 (a) （略） (b) デジタル共通用 市町村等及び都道府県に対しては、一の都道府県内に属する消防機関相互の応援活動を行う場合に使用され、かつ、各都道府県ごとに指定されるデジタル共通用の周波数(以下この(4)において「主運用波」という。)であって、当該市町村、消防組合及び都道府県の管轄区域が属する都道府県に指定される主運用波 1 波及び都道府県の区域を越えて、消防機関相互の応援活動を行う場合において各消防機関相互の通信統制を行うために使用される全国共通のデジタル共通用の周波数(以下(4)において「統制波」という。) <u>1波を認めることとする。</u> (c)・(d) （略） b～d （略） (C) （略） B～H（略） (カ) （略） (キ) 無線設備の条件 A デジタル移動通信系（S C P C方式に限る。）の無線局は、デジタル共通用の周波数を併せて実装するものであること。<u>また、基地局の無線設備は、指定されている各周波数を同時に送信し、又は受信することができるものであること。</u></p>

B デジタル移動通信系（SCPC方式に限る。）の基地局の無線設備は、指定されている周波数を同時に送信し、又は受信することができるものであること。ただし、複数の統制波を同時に送信し、又は受信することができるものであることを要しない。

C～H (略)

オ～キ (略)

別表(4) (略)

(5)～(19) (略)

3・4 (略)

第3～第5 (略)

別紙3 (略)

B～G (略)

オ～キ (略)

別表(4) (略)

(5)～(19) (略)

3・4 (略)

第3～第5 (略)

別紙3 (略)